

貝けた網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手繰第三種漁業に該当する貝けた網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

(1) 漁業種類

貝けた網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

93隻

(3) 船舶総トン数

15トン未満であって許可証に記載された総トン数

(4) 推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

(5) 操業区域

伊勢湾又は三河湾

(6) 漁業時期

12月1日から翌年6月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

次に該当する者

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

イ 第1種共同漁業権漁場区域を操業区域とする場合にあっては、アに規定する者かつ当該漁業権の行使資格を有する者又は当該漁業権者の承諾を予め受けた者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年7月10日（木）午前8時45分から令和7年8月10日（日）午後5時30分まで

3 備考

(1) この許可の有効期間は、許可の日から令和8年8月31日（月）までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の区域で操業してはならない。

(ア) 共同漁業権漁場区域。（ただし、1（7）イに規定する承諾を予め受けた場合は、「共同漁業権漁場区域。ただし、共〇号（承諾を予め受けた第1種共同漁業権の番号を記載）は除く。」とする。）

(イ) 篠島、日間賀島及び佐久島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域。

（ただし、１（７）イに規定する行使資格を有する又は承諾を予め受けた場合は、「篠島、日間賀島及び佐久島の最大高潮時海岸線から５００メートル以内の海域。ただし、共○号（行使資格を有する又は承諾を予め受けた第１種共同漁業権の番号を記載）は除く。」とする。）

イ 使用する漁具は、次の表の左欄の項目について、それぞれ同表の右欄の範囲内でなければならない。ただし、いかり止め方式で操業し、かつ、推進器をえい網中に回転させない場合は、網目を除きこの限りでない。

項目		範囲
そり板	数	けたの両端に各１枚
	形状	Ｕ字型
	高さ／長さ	０．７以上
	幅	１５cm以内
	長さ	３０cm以内
けたの長さ		４５０cm以内
歯（爪）の数		３０．３cmにつき７本以上
網目		１５cmにつき２８節以下（もじ網にあつては５０cmにつき１０５経以下）

ウ 水流噴射式けた網は、使用してはならない。

エ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。

- （３）許可証に記載された操業区域は、規則第１６条第１項の規定に基づく変更の許可を認めないものとする。
- （４）第１種共同漁業権漁場区域を操業区域とする場合にあっては、当該漁業権者の承諾を予め受けたことを証する書類を添付するものとする。
- （５）漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成１３年農林水産省令第１５３号。）附則第２条第１項に規定する推進機関を搭載する漁船については、この告示の１（４）中「２６０キロワット」とあるのは、「６０馬力」と読み替える。
- （６）愛知県漁業調整規則第１１条第６項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和７年７月９日 愛知県知事 大村秀章